

米軍キャンプ・コートニー内の高層住宅改修工事中に 検出されたアスベストに関する意見書

うるま市の米軍キャンプ・コートニー内の高層住宅改修工事においてアスベスト（石綿）が検出された。当該高層住宅（9階建て住宅6棟）は、昭和61年に沖縄防衛局（旧那覇防衛施設局）が建築し米軍に提供した施設である。

米軍施設内におけるアスベストの管理・取扱いについては、「日本環境管理基準」（在日米軍司令部発行）において厳格な規定が設けられている。しかしながら、今回の高層住宅改修工事において、発注元である「米空軍第18航空団」がこの「日本環境管理基準」を遵守して対応したかどうか甚だ疑問であり、少なくとも、当該改修工事の発注前に実施したとされているアスベストの有無を調査する『予備検査』については、全く不十分であったと言わざるを得ない。

また、当該高層住宅から検出されたアスベストは、新築当初から使用されていたものと認識しており、今回の改修工事に当たり、施設提供者である沖縄防衛局は、米軍に対してこの点に関し注意を喚起するなど事前の対応が必要であった。

これらのことから、本市議会は、市民・県民の生命及び健康を守り、安全・安心な生活環境を確保する立場から、沖縄防衛局に対して、今回のアスベスト問題の一日も早い全容解明に向け、施設提供者としての当事者意識をもって積極的に米軍と折衝するよう下記のとおり強く要請する。

記

1. 沖縄防衛局は今回のアスベスト問題に関し、現在、実態解明等に取り組んでいる関係機関や自治体と連携し、一日も早い全容解明が果たせるよう施設提供者としての当事者意識を持って、米軍との折衝にあたること。
2. 当該高層住宅改修工事に係わった作業員・その家族及び当該施設周辺の住民の健康診断並びに当該施設周辺の環境調査を行うこと。
3. 当該高層住宅6棟の内、既に改修工事が完了した建物から出たアスベストのその後の処理・管理の状況について、関係自治体と連携してその実態解明にあたること。
4. 国及び関係機関は、今回のアスベスト問題に係わった作業員への就労証明書の発行について、関係企業等に対して適切に指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月5日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事